

# 区議会のしくみ・区議会の仕組み

## 区議会の役割

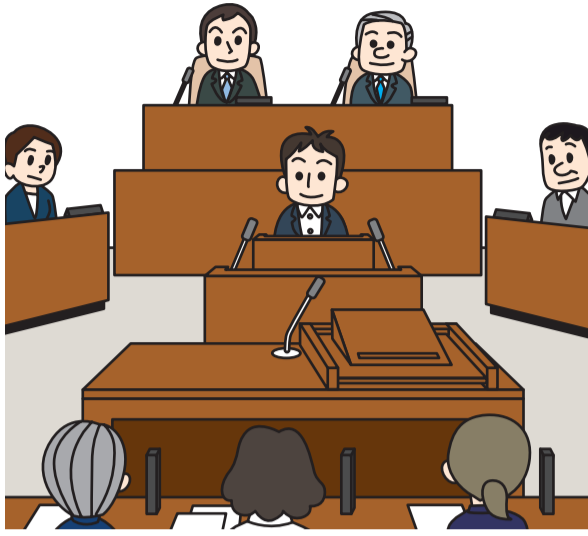
地方自治の精神は、近代国家における民主主義の最も基本的な考え方となっています。憲法が特に「地方自治」の章を設けているということは、まさにその現われです。そして、地方自治の基礎である住民の意思を決定する議事機関として、議会を設置することが憲法第93条に定められています。

区議会は「葛飾区」という地方公共団体の意思決定機関であり、約46万人の葛飾区民に代わって、それぞれの要望や意見をくみ取り、区の行政に反映させていきます。それが区議会の基本的な役割となっています。

## 区議会と区長

葛飾区には団体としての意思を決める議会（議事機関）と議会の決定に基づき事業を執行する区長（執行機関）とがあり、議会の構成員である区議会議員と、執行機関である区長は、共に区民による選挙で選ばれます。

議会と区長はそれぞれ独立の機関で、対等の立場であり、権限・役割が明確に区分され、相互のけん制と調和によって公正な行政を確保するという、チェック・アンド・バランスの機能を生かして、区民のために区政を推進していきます。



## 本会議と委員会

全議員で構成する区議会の会議を本会議と言います。区の重要な事柄は、全て本会議で決定します。そのほかに議員の区政に対する一般質問などが行われます。本会議は、傍聴することができます。傍聴券は会議開始予定時刻の1時間前から区議会事務局で交付します。また、手話通訳者の傍聴席への配置も行っています。（傍聴希望日の7日前までに区議会事務局へ申し込みをする必要があります。）

議会を取り扱う問題を専門的に審査および調査するため、委員会が設けられています。現在、区議会に常設されている委員会（常任委員会）は、総務、保健福祉、建設環境、文教の4常任委員会です。

また、必要に応じて特定の事件を審査する委員会（特別委員会）として、地域活性化・区民サービス向上対策、危機管理対策、都市基盤整備の3特別委員会があり、予算や決算を審査する特別委員会が毎年設置されます。このほか、議会の運営を協議するために、議会運営委員会が設置されています。

委員会は、所定の手続きにより、傍聴することができます。

## 議長・副議長

葛飾区議会議員の数は、区の条例で40人と定められており、議長と副議長は、議員の選挙で選ばれます。議長は、議事を整理し、議場の秩序を保持するとともに、議会事務の統理を行います。さらに、対外的には議会を代表します。

副議長は、議長が欠けたとき、病気や出張で不在のときに議長の代わりを務めます。

## 党派

議会の意思は、多数決によって決められます。そこで、共通の意見や考え方を持つ議員が、それらを議会の意思に反映させようとして結成したグループを、党派と呼んでいます。

党派は、単独の政党に所属する議員で結成する場合や複数の政党所属議員で結成する場合など、さまざまですが、円滑な議会運営を行っていく上で必要

なものです。

## 議決

区長や議員から提出された議案などを審議して、区議会の意思を決めることを議決と言います（下図参照）。

議決する主なものは、条例の制定・改正・廃止、予算の決定、決算の認定、区が結ぶ重要な契約、財産の取得・処分などです。

## 選挙、選任・任命同意

区議会は、議長や副議長、選挙管理委員などを選挙で選びます。また、区長が副区長、監査委員を選任するときおよび教育委員を任命するときに、同意するか否かを決めます。

## 区政の調査と監査

区の仕事が正しく行われているかどうかを調査し、報告を求めることも、区議会の大切な仕事です。本会議で一般質問を行い、委員会から受けた報告に対して質問をするなど、常に、区政をチェックしています。

また、監査委員に専門的な監査を求めて、結果の報告を受けます。委員会は議決により議会の閉会中も審査や調査を行うことができます。

## 意見書、要望書の提出と決議

区民生活に関わる重大な問題でも、それが国や都の仕事であるため、区だけでは解決できないこともあります。このようなときには、関係機関に意見書や要望書を提出し、解決を求めています。

また、議会の意思表明として、決議を行うこともあります。

## 請願等の受理と審査

区議会では、区政に関する皆さんの意見や要望を請願や陳情といった形で受け付けています。詳しくは、7面中段「請願・陳情について」をご覧ください。

## 議案審議の流れ

